



令和 8 年 3 月 2 日



3 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第72号

### 友好都市の提携について

東京都文京区と友好都市を提携することについて、常総市議会の議決すべき事件を定める条例（平成29年常総市条例第14号）第2条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、教育、文化、スポーツ、産業及び災害時の相互応援等の幅広い分野での交流を促進し、両都市の持続可能な発展を図ることを目的に、東京都文京区と友好都市の提携をするため、これを提出する。

## 議案第73号

### 訴えの提起について

災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

### (1) 主債務者

住所

氏名

### (2) 連帯保証人の法定相続人

ア 住所

氏名

イ 住所

氏名

ウ 住所

氏名

エ 住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方らは、災害援護資金貸付金の借入者及びその連帯保証人の法定相続人であり、それぞれが連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らのいずれかが督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方らに対し、連帯して、次の金額の支払を求めるもの

### (1) 金1,897,409円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金1,700,000円及び利息197,409円の合計額)

### (2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年5.0パーセントの割合による遅延損害金

### (3) 申立手続費用

#### 4 事件の取扱い

- (1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第74号

### 訴えの提起について

災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

### (1) 主債務者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

### (2) 連帯保証人の法定相続人

ア 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

イ 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

ウ 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

## 2 事件の内容

相手方らは、災害援護資金貸付金の借入者及びその連帯保証人の法定相続人であり、それぞれが連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らのいずれかが督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方らに対し、連帯して、次の金額の支払を求めるもの

### (1) 金1,897,409円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金1,700,000円及び利息197,409円の合計額)

### (2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年5.0パーセントの割合による遅延損害金

### (3) 申立手続費用

## 4 事件の取扱い

### (1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加するこ

とができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第75号

### 訴えの提起について

災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、災害援護資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方は、災害援護資金貸付金の借入者の連帯保証人であり、債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金1,897,409円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金1,700,000円及び利息197,409円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年5.0パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

## 4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第76号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、公職選挙法施行令が改正され、国会議員の選挙におけるビラの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を同様に引き上げる改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年水海道市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第10条第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第3号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第77号

### 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、令和7年8月7日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、当該人事院勧告に準拠して一般職に属する職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、地域手当に関する規定の改正その他所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「，6月に支給する場合には100分の125，12月に支給する場合には100分の127.5」に，「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105，12月に支給する場合には100分の107.5」に改め，同条第3項中「100分の70」との次に「，「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を，「100分の60」との次に「，「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の125）」の次に「，12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては，100分の127.5）」を加え，同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の60）」の次に「，12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては，100分の62.5）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900

外の 職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			

	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、  
第21条に規定する職員を除く。

第2条 常総市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「1万3,000円」を「13,000円」に改める。

第11条の2第2項中「100分の4」を「100分の6」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体、一部事務組合等（以下この項において「地方公共団体等」という。）への派遣等により、地方公共団体等に在勤する職員の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該地方公共団体等が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該地方公共団体等が定める割合が同項に定める割合に達しない場合にあっては、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

第11条の4第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、「に4,000円を超えない範囲内において市規則で定める額を加算した額」を削り、同号アからスまでを削り、同条第3項中「15万円」を「150,000円」に改める。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を「100分の61.25」に改める。

（常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年常総市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の前の見出し並びに同項及び第8項中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年水海道市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」の次に「とあり、及び「100分の127.5」を加える。

第5条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」とあり、及び「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第6条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年常総市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

第7条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年常

総市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の4」を「100分の6」に改める。

附則の見出しを削る。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 議案第78号

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、報酬及び旅費の一部について見直しを行い、特別職の職員で非常勤のものの勤務時間が2時間未満の場合に、その報酬額を2分の1とする規定を削るほか、日当に関する規定を改める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定により一般職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員が、別表第5に掲げる地域へ旅行する場合における日当の額に相当する額は、支給しない。

第5条第3項ただし書中「、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については」を削り、同条第4項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1備考を削る。

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第5条関係)

日当の額に相当する額を支給しない地域

茨城県	全市町村
千葉県	松戸市 柏市 我孫子市 流山市 野田市
埼玉県	三郷市 吉川市 幸手市 北葛飾郡

(常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年水海道市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第79号

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、茨城県が定める医療福祉費支給に関する条例準則が改正されたことから、市条例についても同様の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水海道市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「「社会保険各法」を「これらを「医療保険各法」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に，「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に，「若しくは」を「，加入者又は」に改め，同条第3項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に」を「市規則で」に改め，同項第3号中「7月1日（前々年の所得にあつては，前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「市規則で」に改め，同項第4号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「市規則で定める」に，「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「市規則で」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は，地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし，所得の額の計算方法は，市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第80号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る貸金返還請求の訴えを提起するため、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

2 事件の内容

相手方らは、住宅資金貸付金に係る連帯保証人の法定相続人であり、債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、訴えの提起を行うこととし、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方らに対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金13,504,414円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金11,264,681円及び利息2,239,733円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第81号

### 訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の法定相続人であり、債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金18,660,850円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金14,693,499円及び利息3,967,351円の合計額の4分の3の額)

(2) 前号の金額のうち、元金(4分の3の額)の約定返済日の翌日から完済まで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

## 4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第83号

常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、本年度をもって常総市福祉会館を廃止するため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成14年水海道市条例第27号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）
  - 2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。  
（常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
  - 3 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第25項までを1項ずつ繰り上げる。  
（常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）
  - 4 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第31号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項中議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例別表第1に1号を加える改正規定を次のように改める。  
別表第1に次の1号を加える。  
（22）水海道交流センター  
附則第4項中常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例別表の改正規定を次のように改める。  
別表中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。
- 24 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第31号）

## 議案第 84 号

### 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は，令和 7 年度税制改正により給与所得控除が見直されたことから，保険料率の算定の調整を行うための規定及び特例の減免に関する規定を定める改正を行うため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。））」に改める。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第14条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き，令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち，令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア，第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。附則第12条第1項第2号を除き，以下同じ。））」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第2項の規定によって計算した

金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあっては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあっては零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条

第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあっては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあっては零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。) 」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,0

00円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

第16条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第7条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 85 号

常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道公民館の後継施設として水海道交流センターを開設することに伴って同館を廃止することから、別表に掲げるその名称等を削る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和35年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表水海道公民館の項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第31号）の施行の日から施行する。

（常総市公告式条例の一部改正）

- 2 常総市公告式条例（昭和39年水海道市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表常総市水海道栄町2680番地1の項を削る。

## 議案第 86 号

常総市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例について

常総市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、融資保証のあっせんの保証期間について、中小企業の資金繰りの安定に資するため、その保証期間の最長限度を現行の 7 年から 10 年とする改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

常総市中小企業事業資金融資あっせん条例（昭和50年水海道市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「7年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 87 号

### 常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が給水装置の新設等の工事を施行することを可能とする規定を加える改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例

常総市水道事業給水条例（平成10年水海道市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
2603	羽生町 692-1	豊岡町 660

提案理由

本案は、羽生町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 89 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 4 6 9	豊岡町乙 1 1 9 0 - 1	豊岡町乙 1 1 6 6

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複すること及び重複する部分を除いた現道の部分を市道 3 9 3 4 号線に統合することから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第90号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2605	旧	豊岡町甲55-3	旧	豊岡町甲61-2
	新	豊岡町甲62-4	新	豊岡町甲62-2

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第91号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3475	旧	豊岡町乙98	旧	豊岡町乙87
	新	豊岡町乙98	新	豊岡町乙86-2

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第92号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3486	旧	豊岡町乙230	旧	豊岡町乙195
	新	豊岡町乙230-1	新	豊岡町乙195-1

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第93号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3655	旧	坂手町8215	旧	坂手町480-1
	新	坂手町8215	新	坂手町480-8

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第94号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2541	旧	大輪町1516-1	旧	大輪町1520
	新	大輪町1642-1	新	大輪町1521-2

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第95号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2559	旧	羽生町227	旧	羽生町219-1
	新	羽生町227	新	羽生町235-2

提案理由

本案は、羽生町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第96号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2581	旧	豊岡町丁1616-1	旧	羽生町477
	新	豊岡町丁1616-1	新	羽生町502-2

提案理由

本案は、当該路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第97号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2597	旧	羽生町615	旧	羽生町608-1
	新	羽生町615	新	羽生町604-2

提案理由

本案は、羽生町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第98号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3947	旧	内守谷町2805	旧	内守谷町5820-1
	新	内守谷町4792-2	新	内守谷町6026

提案理由

本案は、内守谷町地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第99号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2671	旧	豊岡町乙2018	旧	豊岡町乙1572-1
	新	豊岡町乙2018-1	新	豊岡町乙1706-3

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第100号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2689	旧	豊岡町乙1527-2	旧	豊岡町乙1499
	新	豊岡町乙1526-2	新	豊岡町乙1526-3

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第101号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3934	旧	豊岡町乙1499-1	旧	豊岡町乙1191-1
	新	豊岡町乙1182	新	豊岡町乙1490-1

提案理由

本案は、豊岡町地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複部分を廃止するとともに、議案第89号において廃止する市道3469号線の一部を除いた現道の部分を市道3934号線に統合することから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第102号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西342	旧	古間木2017-2	旧	古間木2011-1
	新	大沢2014-3	新	大沢2011-1

提案理由

本案は、大沢地内の路線の一部について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その起点を変更するため、これを提出する。

議案第103号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6038	坂手町1041-4	坂手町875-1

提案理由

本案は、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、新たに整備した道路を市道として認定するため、これを提出する。